

令和８年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築 委託業務仕様書

1. 事業名

令和８年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築
委託業務

2. 業務の目的

本業務は、奈良県を訪れる観光客の基礎データ（属性、行動、消費、来訪の動機等）を詳細にアンケート（リサーチ）し、その収集データを分析・可視化することで、観光産業の発展に活用するための「観光リサーチプラットフォーム」を構築するものである。観光リサーチプラットフォームの構築・活用により、有効な観光戦略・施策立案や観光地の収益改善に繋げ、観光産業の底上げをはかることを目的とする。

3. 業務内容

（１）デジタル媒体を使ったアンケート調査及び分析

①アンケート調査の企画、実施

i) 調査手法の構築、調査実施

- ・調査手法は、県内を訪れた観光客自身に回答してもらうアンケート形式で、デジタル媒体による手法とし、観光客の属性や行動、消費、来訪の動機等の実態を多面的に把握できるものとする。
- ・調査対象は観光客の国内外（国籍、居住地）を問わず、幅広く収集すること。
- ・調査に必要なサインボード（アンケートパネル、看板、ポスター等）のデザインを企画し、作成・設置すること。※サインボードは、英語は必須とする。
- ・調査への観光客の参加促進の工夫を企画し、実施すること。
- ・サインボード設置場所は、近年の観光動向、滞在傾向、来訪実績等を踏まえ、奈良県の観光実態を把握するために有効な場所を提案すること。
- ・調査地点数は１００地点程度とし、県内の主要観光地を偏り無く設定すること。観光客が多数訪れるエリアについては、近接するエリアに複数アンケート設置するなどし、１箇所に回答数が偏在しないよう工夫すること。
- ・本業務により収集するアンケート回答数のＫＰＩを提案すること。
- ・調査地点へのサインボードの設置等、調査実施にかかる施設等への交渉や調整及び、設置費用がかかる場合の費用負担は受託者が行うこと。

ii) 回答者へのプレゼント企画の実施

- ・調査の回答者に対し、抽選等でプレゼントを行うキャンペーンを企画し、実施する

こと。

- ・プレゼント企画のためのプレゼントの調達、当選者の抽選、当選者へのプレゼントの配送を行うこと。本取組にかかる一切の費用は、委託料の中に含める。
- ・プレゼントの内容は、国内観光客と訪日外国人旅行者で内容を分けて企画すること。参加促進に繋がるよう、それぞれに魅力的なプレゼントを選択すること。
- ・個人情報取得する場合、個人情報保護にかかる法律に従うこと。
- ・プレゼントの数は、調査への参加促進を最大化できるよう、最適な数を設定すること。

iii) アンケート項目の策定

- ・アンケート項目は、観光客の属性や行動、消費、来訪の動機、満足度等が詳細に収集できるよう設定すること。
- ・国内観光客と訪日外国人旅行者で、アンケートの内容を変更するなど、後の分析作業に繋がるよう工夫すること。なお、訪日外国人旅行者向けアンケートの対応言語として、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語は必須とする。
- ・調査項目数は、アンケート回答途中で離脱してしまわないよう、適切な項目数とすること。
- ・アンケート項目の設計に際しては、必要に応じて、関係者や有識者へのヒアリング等を行い、最新の知見や動向を反映させること。

iv) アンケート調査実施の広報

- ・回答数を最大化するとともに、様々な属性の観光客からの回答を得るため、有効な広報（周知）方法を企画し、実施すること。

v) アンケートの実施期間

- ・アンケートの収集は、令和8年12月1日から令和9年3月24日まで（予定）とする。

②アンケート結果の分析、可視化

- ・関係者（観光事業者、宿泊事業者、自治体、各団体等）が、県全体または自らのエリアの観光実態や課題、観光客からの生の意見を把握し、事業の改善やマーケティングに活用できるよう分析し、可視化すること。

（2）調査結果と分析のフィードバック

①観光事業者等へのアンケート結果のフィードバック

- ・アンケート結果で得られた改善点等について、サインボード設置施設へフィードバ

ックを行う仕組み・内容等を提案すること。なお、フィードバックにあたっては、あらかじめ県と協議を行うこと。

②奈良県観光データポータルサイト「みるなら」への掲載

- ・分析結果を「みるなら」で閲覧可能なB I ツール形式で提供すること。
- ・アンケート結果及び分析データは、csv 等のデータ形式で納品すること。

(3) アンケート結果と分析を基にした施策案の提案

①分析結果に基づく施策案の提案

- ・アンケート結果と分析を踏まえ、具体的にどのような観光施策を行うことが有効なのか検討・施策立案し、提案すること。

※その他

- ・業務実施に係る費用及び各種データの収集に要する費用は委託費に含む。
- ・奈良県が実施する統計データや保有する各種データは、県より無償で提供を行う。
- ・各種事業者から有償で取得するデータについては、県と協議の上、購入すること。
- ・事業実施に際して、実施場所や取得するデータ等については、県と協議の上決定すること。
- ・取得したデータ及び分析結果については、奈良県観光データポータルサイト「みるなら」に掲載し、奈良県の観光施策の推進に使用することを想定している。
- ・アンケートの実施に際し、DMO 等の関係者と協議の上、事業を進めること。
- ・県が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- ・本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、業務の実施につき、疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。

4. 成果報告及び成果納入期限

受託者は、業務完了後、実施内容及び分析結果をとりまとめた成果報告書を提出すること。成果報告書の納入期限は、奈良県が別途指定する日までとする。

5. 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

6. 成果物に関する著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本件業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第2

7条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

（2）県は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本件業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

（3）本件業務の受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7. 業務上知り得た情報の秘密保持

本件業務の受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

8. その他

（1）情報セキュリティについて

奈良県情報セキュリティポリシーのほか、個人情報に関する取扱いについては下記を遵守すること。その他情報セキュリティに係る特記事項については、別紙2を参照すること。

- ・個人情報の取扱いについて、受託者は、本業務を履行するにあたり、別紙3の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・本業務にて利用する個人情報については、利用の必要性を充分検討し、利用の範囲を必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- ・本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- ・本業務にて利用する個人情報については、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- ・個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- ・上記に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）を踏まえ、個人情報を適切に取り扱うものとする。

（2）責任体制に整備について

- ・受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- ・受託者は、個人情報の保護に関する誓約書（別紙4）を提出しなければならない。

受託者は、全ての作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報の保護に関する誓約書（別紙5）を提出させるとともに、その誓約書の写しを奈良県に提出しなければならない。

（3）データファイル等の帰属権について

業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため奈良県が提供した奈良県の情報であって、受託者はその内容を犯す一切の行為をしてはならない。

業務に関する全ての情報の記録等、業務遂行の結果生じた全ての情報は奈良県の所有とする。

受託者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

（4）損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものをのぞき、全て受託事業者の責任において処理すること。

（5）公契約条例に関する遵守事項

別記の「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別紙 2 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、指定管理者と同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること(再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに奈良県側担当者に連絡するとともに、奈良県と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、指定管理先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 12 奈良県または指定管理者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）し

てはならない。

- 2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

(監査及び調査)

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(取扱状況についての指示等)

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告等)

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。
- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

(別紙4)

個人情報の保護に関する誓約書

奈良県知事 殿

〇〇〇〇〇業務に際し、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、奈良県の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。指定管理期間終了後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 本件業務に従事する全ての者に対し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のための必要な措置を徹底させます。
- 4 万一、当社が本件業務に従事させる者若しくは従事させていた者が、法令等に違反し、奈良県、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第 176 条以下（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日

住 所

法人名

代表者名

印

(裏面)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(別紙5)

個人情報の保護に関する誓約書

(事業者名)

〇〇〇〇〇業務に従事するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等（以下、「法令等」という。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、奈良県の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。本件業務従事後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のために必要な措置を徹底して行います。
- 4 万一、法令等に違反し、奈良県、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第176条以下（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日

氏名

印

本誓約書の写しを奈良県に提供することについて同意します。

氏名

印

(裏面)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。